

製造の方法の技術基準(規則第5条第1項)の見直しの方向性(案)

号	現行規則	見直しの考え方(案)
3	<p>(現行規則) 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 危険作業を行う工室内の作業者を当該工室内での作業に必要最低限の人数に限定し、作業に特に関係のない者を工室内に入れないことが目的。</p>	<p>(見直しの考え方) 昔の工程を前提とした工程の区分けごとに上限が規定されており、現在の技術に見合った工程の設定がされていない。従って、現在の技術に見合った工程を前提として、かつ、それぞれの工程の保安確保の考え方に見合った作業員数の上限設定を求めるようにすべき。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 現在の技術に見合った工程を前提として、かつ、それぞれの工程の保安確保の考え方に見合った作業員数の上限設定を求めるようにすべき。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 既存の告示の定員の上限を例示基準に設定。</p> <p>(見直しの効果) 危険工室の設計の自由度が増加する。</p>
6	<p>(現行規則) 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) 異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置。</p>	<p>(見直しの考え方) 異物混入により発火・爆発の危険性が增大する火薬類を扱う危険工室や一時置場に対してのみに適用すべきではないか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 異物混入により発火・爆発のおそれがある火薬類を取り扱う工室又は一時置場では、火薬類に砂れき等の異物が混入することを防止する措置を講ずること</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 異物が混入することを防止する措置について、現行基準で求めている掃除、強風時の散水を規定する。</p> <p>(見直しの効果) 火薬・爆薬が表面に露出していない火工品等だけを扱う一時置場では、義務が外れる。</p>

号	現行規則	見直しの考え方(案)
7	<p>(現行規則) 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 危険工室等内の火薬類等への発火・爆発防止のため、<u>工室内に持ち込める灯火を携帯電灯のみとしている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 携帯電灯に限らず、危険工室等内の火薬類等に対して着火源とならないもので作業に必要なものは、<u>危険工室等内に携行可能なことが明らかになるようにすべきではないか。</u> ただし、着火源となるものであっても、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場においては、そもそも火薬類を燃焼させることが目的の場所であるから、持込みを可能とする必要あり。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 危険工室等には、火薬類の着火源となるものを携えないことを求める事とする。ただし、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場において、試験又は焼却のために用いるものはこの限りではない。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 着火源とならないものの考え方を定めることとする。</p> <p>(見直しの効果) 火薬類の種類を問わず持ち込み可能なものとして、<u>防爆仕様の電気製品、太陽電池式電卓など。</u> 火薬・爆薬が露出せず、かつ、電気で容易に点火しない火工品のみを扱う工室等では、電卓、電池式電子天秤などが持ち込めることとなる。</p>
8	<p>(現行規則) 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 危険工室内の火薬類の発火等を防ぐために、<u>危険工室内及び危険工室付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすいものをたい積しないこと</u>で、危険工室内外の火災を防止することを求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) 現行の基準では、<u>作業に使用する溶剤や包装材料なども存置させてはならないように読めることから、作業に関係のない発火等しやすいものについては在置してはならないことを明確にしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 危険工室等及びそれらの付近には、作業に関係のない、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準と変わらないので例示基準は策定しない。</p> <p>(見直しの効果) 火薬類の製造に用いる溶剤等安全上の配慮をして存置するものについては、<u>工室又は工室付近に存置することが可能となる。</u></p>

号	現行規則	見直しの考え方(案)
10.2	<p>(現行規則) 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 日乾後の火薬類は温度が高く、そのまま集約すると、発火・爆発の危険性があるため、煙火等の乾燥工程である日乾場からの火薬類の移動は、常温まで放冷した後に行われるべきことが規定されている。</p>	<p>(見直しの考え方) 火薬類の発火・爆発を防止するために火薬類を放冷させるべき温度は、火薬類の種類によって異なることから、必ずしも常温までの放冷を求めるべきではないのではないか。「十分な放冷」を求めることでよいのではないかと。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 火薬類の種類により安全に取り扱える温度要件の考え方について例示基準を定めることとする。</p> <p>(見直しの効果) 火薬類の性質に応じ放冷温度を定めることが可能となり、放冷場所の合理的な活用ができるようになる。</p>
11	<p>(現行規則) 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 危険工室内で使用する機器等への日頃のメンテナンスの必要性を規定。</p>	<p>(見直しの考え方) 現行規定では、不具合の際の機器の不具合までは求めていないが、技術基準の趣旨を踏まえ、危険性排除のため不具合の際の使用停止を求めるべきではないかと(規制強化)。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検・整備し、不具合のある場合は使用しないこと</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準と変化がないので、例示基準は策定しない。</p> <p>(見直しの効果) 不具合のある機器は使用できなくなるので安全性が向上する。”</p>

号	現行規則	見直しの考え方(案)
15	<p>(現行規則) 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</p> <p>(規制の趣旨) 廃棄火薬類又は不良火薬類について、一定の廃棄容器に収納した上で、原則として発生した日のうちに廃棄する事を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) 発生した日のうちに廃棄が物理的に不可能な場合や、必ずしも当日中に廃棄しなくてもよいと考えられる火薬類もあることから、「当該日」を「速やかに」と変更してはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 火薬類の廃棄又は不良品は、専用の廃棄容器に収納し、当該火薬類の特性に応じ、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、速やかに廃棄すること</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 危険予防の措置の考え方等について例示基準を規定する。</p> <p>(見直しの効果) 火工品など、安定な火薬類について当日の廃棄義務が免除される。</p>
16.2	<p>(現行規則) 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 蓄電池車及びディーゼル車が火薬類又は可燃性ガスの着火源となり、危険区域内や危険工室内で発火等が発生することを防止するため、これら車両が入れる場所を制限した規定。</p>	<p>(見直しの考え方) 着火源とならない措置を講じた車両であれば、蓄電池車、ディーゼル車以外の車両でも、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室やその付近に入れても問題はないのではないか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 動力を用いる車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。ただし、当該動力車が、飛散した火薬類、可燃性ガスの着火源とならない場合はその限りではない</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 着火源とならない措置の考え方について例示基準を策定する。</p> <p>(見直しの効果) 着火源とならない措置を講じたガソリン車も、危険工室内に入れる事ができることとなる。</p>